

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①D欄の金額) 円 000	(付表1-2の①E欄の金額) 円 000	※第二表の①欄へ 円 000
課 税 標 準 額 の 対 価 の 額	① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①X欄の金額)			
	内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の①D欄の金額)		
		② 消費税額	(付表1-2の②E欄の金額)		
		③ 控除過大調整税額	(付表1-2の③X欄の金額)		
	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の④欄へ
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ	
除 ⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤D欄の金額)		
		⑥ 貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑥E欄の金額)		
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧E欄へ	※⑧E欄へ		
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ		
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
車 庫 方 と 同 様 な る 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差 引 税 額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬		(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ
譲 渡 還 付 額 ⑭	⑭ 譲渡還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
	割 納 税 額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯					※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

【No.113】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-1⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.116】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。